

岩手県監査委員告示第 19 号

監査結果の公表（平成 20 年監査委員告示第 9 号及び第 13 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 9 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県宮古児童相談所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 11 月 7 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 1 月 9 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 3 月 7 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
児童福祉施設入所に伴う負担金の徴収に当たり、繰越調定を行っていないものが 1 件、34,100 円あったので適正な事務の執行に努められたい。	平成 19 年 11 月 12 日に繰越調定を行うとともに、今後は所属内で複数の職員が相互に確認することにより、適正な事務の執行に努めることとした。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県福祉総合相談センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 1 月 16 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 2 月 20 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 4 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
児童福祉施設入所に伴う負担金の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが 1 件、29,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査においても調定事務に係る注意事項があったことから、チェック体制を見直すなど、再発防止に努められたい。	調定に当たっては、件数と金額を早急に把握し、速やかに調定手続きを行うとともに、台帳との読合せによる確認作業を行うこととした。 なお、収入業務の進行予定表を作成し、複数職員がチェックすることにより再発防止に努めることとした。